【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の７第１項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年６月14日
【四半期会計期間】	第56期第２四半期(自　平成25年２月１日　至　平成25年４月30日)
【会社名】	株式会社TASAKI
【英訳名】	TASAKI & Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役・代表執行役社長(CEO)　田島 寿一
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島中町６丁目３番地２
【電話番号】	(078) 302－3321
【事務連絡者氏名】	取締役・専務執行役(CFO)　飯田 隆也
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区港島中町６丁目３番地２
【電話番号】	(078) 302－3321
【事務連絡者氏名】	取締役・専務執行役(CFO)　飯田 隆也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第55期 第２四半期 連結累計期間	第56期 第２四半期 連結累計期間	第55期
会計期間		自 平成23年11月１日 至 平成24年４月30日	自 平成24年11月１日 至 平成25年４月30日	自 平成23年11月１日 至 平成24年10月31日
売上高	(千円)	7,904,600	8,370,411	14,981,655
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△274,066	358,950	△668,309
四半期純利益又は四半期(当期)純損失(△)	(千円)	△304,394	242,679	△767,341
四半期包括利益又は包括利益	(千円)	△210,452	508,788	△700,945
純資産額	(千円)	11,144,253	11,251,354	10,699,008
総資産額	(千円)	18,254,548	18,863,090	17,299,678
１株当たり四半期純利益金額又は四半期(当期)純損失金額(△)	(円)	△17.30	13.79	△43.60
潜在株式調整後１株当たり四半期(当期)純利益金額	(円)	―	―	―
自己資本比率	(%)	60.8	59.0	61.4
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	566,919	595,518	404,683
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	104,403	△77,722	△15,467
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△107,947	392,100	△215,789
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	(千円)	2,419,537	2,999,678	2,024,587

回次		第55期 第２四半期 連結会計期間	第56期 第２四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成24年２月１日 至 平成24年４月30日	自 平成25年２月１日 至 平成25年４月30日
１株当たり四半期純利益金額	(円)	2.68	30.59

(注) １ 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２ 売上高には、消費税等は含まれておりません。
３ 第55期及び第55期第２四半期連結累計期間の潜在株式調整後１株当たり四半期(当期)純利益金額は、１株当たり四半期(当期)純損失を計上しているため記載しておりません。
４ 第56期第２四半期連結累計期間の潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
５ 平成24年５月１日付けで普通株式及びＡ種優先株式のそれぞれについて10株につき１株の割合で株式併合を行っております。第55期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して１株当たり四半期純利益金額又は四半期(当期)純損失金額を算定しております。

２ 【事業の内容】

当第２四半期連結累計期間において、当社グループにおいて営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当第２四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

当社グループは、前連結会計年度で８期連続の当期純損失を計上し、継続企業の前提に関する重要事象があります。

また、当連結会計年度末には現在の借入契約の期限が到来いたしますが、借換を前提としております。

なお、当該状況を解消すべく、「３ 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (6) 重要事象等について」に記載しております施策を実施中であります。

２ 【経営上の重要な契約等】

当第２四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

３ 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当社グループでは、従来より重点的に進めておりますブランド戦略が実を結び始め、TASAKIブランドの艶やかでスタイリッシュなデザインがますます認知度を高めております。国内においては、ブランドを代表する“Collection Line”の売上が極めて好調に推移しており、昨年度出店致しました大丸神戸店、東武池袋店に加え、今年度に入り３月にアウトレット長島店、４月の丸井今井札幌本店等の新規店舗の成果が着実に表れております。

海外においても、韓国では３月新世界百貨店京畿店に出店、４月以降ポップアップ店舗展開を続けており、また、中国でも３月上海外灘に旗艦店を開店させ、台湾においては既存店舗の改装を推し進める等、東アジアを中心に事業拡大を確実に進めております。

以上の結果、当第２四半期連結累計期間におきましては、売上高は83億70百万円（前年同四半期比5.9%増）、営業利益は２億77百万円（前年同四半期は２億24百万円の損失）、経常利益は３億58百万円（前年同四半期は２億74百万円の損失）、四半期純利益は２億42百万円（前年同四半期は３億４百万円の損失）となりました。また、当社グループの経営指標として重要視しておりますEBITDA（※）は５億29百万円となりました。

※EBITDA＝営業利益＋減価償却費＋その他償却費＋現金流出を伴わない費用

詳細につきましては、当社ホームページIR情報「株主・投資家様への説明資料」をご参照下さい。（当社ホームページ：http://www.tasaki.co.jp/）

セグメントの概況は、以下のとおりであります。

小売事業

小売事業につきましては、上述の通り百貨店売上が増加したこと等により、当第２四半期連結累計期間の売上高は61億73百万円（前年同四半期比6.6%増）、セグメント損失は２億45百万円（前年同四半期は６億12百万円の損失）となりました。

卸売事業

卸売事業につきましては、主にミャンマー産南洋真珠入札会が大きく寄与することにより、当第２四半期連結累計期間の売上高は21億96百万円（前年同四半期比4.0%増）、セグメント利益は５億27百万円（前年同四半期比36.7%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第２四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末と比べ15億63百万円増加し188億63百万円となりました。なかでも、主に流動資産においては棚卸資産が４億50百万円増加し、現金及び預金が９億61百万円増加しております。

負債の部につきましては、前連結会計年度末と比べ10億11百万円増加し76億11百万円となりました。これは、主に支払手形及び買掛金の増加４億４百万円、1年内返済予定の長期借入金の増加３億92百万円によるものであります。

純資産の部につきましては、前連結会計年度末と比べ５億52百万円増加し112億51百万円となりました。これは、主に為替換算調整勘定の増加２億66百万円、利益剰余金の増加２億38百万円によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第２四半期連結累計期間における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末から９億75百万円増加し、29億99百万円となりました。

「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、５億95百万円の増加（前年同四半期は５億66百万円の増加）となりました。

これは主に、税金等調整前四半期純利益２億86百万円、仕入債務の増加額３億97百万円等によるものであります。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は、77百万円の減少（前年同四半期は１億４百万円の増加）となりました。

これは主に、有形固定資産の取得による支出１億26百万円等によるものであります。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は、３億92百万円の増加（前年同四半期は１億７百万円の減少）となりました。

これは主に、長期借入金による収入５億円、長期借入金の返済による支出１億７百万円等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第２四半期連結累計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第２四半期連結累計期間の研究開発費の総額は24百万円であります。

(6) 重要事象等について

当社グループは、前連結会計年度で８期連続当期純損失を計上し、継続企業の前提に関する重要事象は生じております。しかしながら、ブランド戦略の推進、総合的な収益力回復努力が奏功し、当第２四半期連結累計期間においては、営業利益、経常利益、四半期純利益を計上するに至り、状況は大幅に改善しております。

財務面におきましては、金融機関からもご支援を得ており、当連結会計年度末に借入金の融資期限が到来いたしますが、引続き協力を得られるものと考えております。

なお、当第２四半期連結会計期間末日後１年間において事業継続のために必要な資金は十分に確保しております。

また、「３ 財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況の分析（１）経営成績の分析」の記載にありますように、ブランドの刷新・価値向上を強力に進めておりその成果が現れております。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと考えております。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	36,000,000
A種優先株式	7,000,000
計	43,000,000

② 【発行済株式】

種類	第２四半期会計期間末現在発行数(株)(平成25年４月30日)	提出日現在発行数(株)(平成25年６月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,780,566	3,780,566	東京証券取引所(市場第一部)	単元株式数は100株であります。
A種優先株式	3,500,000	3,500,000	非上場	(注)
計	7,280,566	7,280,566	―	―

(注) A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先株式に対する剰余金の配当

当社は、剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。) 又は優先株式の登録株式質権者 (以下「優先登録株式質権者」という。) に対し、優先株式１株につき、普通株式１株あたりの配当金にその時点での取得比率を当初取得比率で除した数を乗じた額の配当を、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主 (以下「普通株主」という。) 又は普通株式の登録株式質権者 (以下「普通登録株式質権者」という。) と同順位にて行う。１円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 残余財産の分配

① 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、優先株式１株あたりの残余財産分配額として、200円(以下「優先残余財産分配金」という。) を分配する。

② 優先株式発行後、(4)項④(イ)乃至(ホ)のいずれかに該当する場合には、(4)項④の規定に従い、優先残余財産分配金の額を調整する。

③ 優先株主又は優先登録株式質権者に対し①に基づく分配を行ってなお残余財産が残存する場合(以下かかる残存する残余財産を「残存残余財産」という。) で、残存残余財産の額が残余財産分配時の発行済普通株式数 (自己株式を除く。) に優先残余財産分配金 (②に基づく調整があった場合にはその調整後の優先残余財産分配金をいう。以下この項において同じ。) を乗じた額に満たない場合には、残存残余財産については優先株主又は優先登録株式質権者に対して残余財産の分配を行わない。

④ 優先株主又は優先登録株式質権者に対し①に基づく分配を行ってなお残存残余財産が残存する場合で、残存残余財産の額が残余財産分配時の発行済普通株式数(自己株式を除く。）に優先残余財産分配金を乗じた額を超える場合には、残存残余財産のうち上記額を超えない部分については優先株主又は優先登録株式質権者に対して残余財産の分配を行わず、上記額を超える部分（以下「再残存残余財産」という。）については、優先株主又は優先登録株式質権者に対して、優先株式１株当たり、再残存残余財産についての普通株式１株当たりの分配額にその時点での取得比率を当初取得比率で除した数を乗じた額の残余財産を、普通株主又は普通登録株式質権者と同順位にて支払う。

(3) 議決権及び単元株式数

① 優先株主は、株主総会において議決権を有する。

② 優先株式の１単元の株式数は、100株とする。

(4) 株式の併合又は分割、株式無償割当て等

① 当社は、株式の併合又は株式の分割をするときは、優先株式につき、普通株式と同時に同一の割合でこれをする。

② 当社は、株式無償割当て又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）無償割当てをするときは、優先株主に対し、優先株式の株式無償割当て又は優先株式を目的とする新株予約権無償割当てを、普通株主に対して行う普通株式の株式無償割当て又は普通株式を目的とする新株予約権無償割当てと、それぞれ同時に同一の割合（新株予約権における行使の目的たる株式数の比率を実質的に同一にすることを含む。）でする。

③ 当社は、株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集株式の発行(自己株式の処分を含む。以下同じ。）又は株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて行う募集新株予約権の発行(自己新株予約権の処分を含む。以下同じ。）をするときは、優先株主に対し、優先株式又は優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、普通株主に対して与える普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利と、それぞれ同時に同一の割合（新株予約権における行使の目的たる株式数の比率を実質的に同一にすることを含む。）で、優先株主の権利・利益に鑑みての実質的に公平な払込金額、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額その他の条件により与える。

④ 優先株式発行後、次の(イ)号乃至(ニ)号のいずれかに該当する場合には、優先残余財産分配金は、その直前における優先残余財産分配金(以下「調整前優先残余財産分配金」という。）をもとに下記算式（以下「優先残余財産分配金調整式」という。）により計算される額に調整され、(ホ)号に該当する場合には、同号に従って調整される（かかる調整後の優先残余財産分配金を以下「調整後優先残余財産分配金」という。）。調整後優先残余財産分配金の額は、小数点第１位まで算出し、その小数点第１位を四捨五入する。

$$\text{調整後優先残余財産分配金} = \text{調整前優先残余財産分配金} \times \frac{\text{調整前優先残余財産分配金}}{\text{調整前の既発行優先株式数} + \text{新規発行・処分優先株式数}} + \frac{\text{新規発行・処分優先株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{調整前の既発行優先株式数}}$$

(イ) 優先株式につき株式の分割をするとき

優先株式につき株式の分割をするときは、これにより増加する株式数を新規発行・処分優先株式数とみなし、１株あたり払込金額を零円として優先残余財産分配金調整式を使用するものとし、株式の分割の効力発生日以降、調整後優先残余財産分配金を適用する。

(ロ) 優先株式につき株式無償割当てをするとき

優先株式につき株式無償割当てをするときは、１株あたり払込金額を零円として優先残余財産分配金調整式を使用するものとし、株式無償割当ての効力発生日以降、調整後優先残余財産分配金を適用する。

(ハ) 優先株式につき株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集株式の発行をするとき

優先株式につき株主に株式の割当てを受ける権利を与えて行う募集株式の発行をするときは、払込期日(払込期間を定めた場合にはその最終日)以降、調整後優先残余財産分配金を適用する。

(ニ) 優先株式につき株式の併合をするとき

優先株式につき株式の併合を行う場合には、株式の併合により減少する株式数の負の値を新規発行・処分優先株式数とみなし、１株あたり払込金額を零円として優先残余財産分配金調整式を使用するものとし、株式併合の効力発生日以降、調整後優先残余財産分配金を適用する。

(ホ) 優先株式につき優先株式を目的とする新株予約権無償割当て又は株主に優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を与えて行う募集新株予約権の発行をするとき
優先株式につき優先株式を目的とする新株予約権無償割当てをするとき又は株主に優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を与えて行う募集新株予約権の発行をするときは、調整後優先残余財産分配金は、それぞれ上記(ロ)号又は(ハ)号に定めるところに準じて適切な優先残余財産分配金に調整される。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

優先株主は、当社に対し、以下に定める取得を請求することができる期間中、以下に定める取得の条件で、その有する優先株式の全部又は一部につき、普通株式の交付を対価とする取得を請求することができる。

① 取得を請求することができる期間
優先株式の払込期日から起算して１年を経過した日以降

② 取得の条件

(イ) 優先株主は、優先株式の全部又は一部について、当社が優先株式を取得するのと引換えに、優先株式１株につき下記ａ及びｂに定める取得比率により、下記ｃの定めに従い、当社の普通株式を交付することを請求することができる。

ａ．当初取得比率
当初の取得比率は４とする。

ｂ．取得比率の調整
優先株式発行後、合併、株式交換、株式移転、又は会社分割その他当社の発行済株式の総数が変更する事由が生じる場合（但し、(4)項①乃至③に定める場合を除く。）で、優先株主の権利・利益に鑑みての実質的公平の観点から当該取得比率の調整が必要とされる場合には、取締役会が適切と判断する取得比率に変更される。

ｃ．取得と引換えに交付すべき普通株式数
優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式数は、優先株主が取得を請求した優先株式数に、取得比率を乗じた数とする。なお、取得と引換に交付すべき普通株式数の算出にあたって、１株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、会社法第167条第３項に規定する金銭は交付しないものとする。

(ロ) 取得請求受付場所
大阪市中央区北浜四丁目５番33号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(ハ) 取得の効力発生
取得請求書及び優先株式の株券が上記(ロ)に記載する取得請求受付場所に到着したときに、当社は優先株式を取得し、当該取得請求をした株主は、当社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。但し、優先株式の株券が発行されないときは、株券の提出を要しない。

(6) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第２項に関する定めはしておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成25年４月30日	―	7,280,566	―	100,000	―	7,861,274

(6) 【大株主の状況】

平成25年４月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
Ocean Pearl Investment Limited (常任代理人 MBKパートナーズ株式会社)	78 Sir John Rogerson's Quay,Dublin 2,Ireland (東京都港区赤坂１丁目11番44号)	3,500	48.07
株式会社TASAKI	神戸市中央区港島中町６丁目３番地２	182	2.51
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内１丁目１番２号	178	2.45
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地７丁目18番24号	92	1.27
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB,UK (東京都港区六本木６丁目10番１号)	81	1.12
有限会社伊部	東京都港区東新橋１丁目10番1号4703	62	0.86
小池 恒三	東京都港区	55	0.76
田﨑 禮子	神戸市灘区	54	0.75
TASAKI社員持株会	神戸市中央区港島中町６丁目３番地２	45	0.63
栢原 伸也	東京都八王子市	35	0.49
計	―	4,288	58.90

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成25年４月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 182,700	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,565,400 A種優先株式 3,500,000	35,654 35,000	―
単元未満株式	普通株式 32,466	―	―
発行済株式総数	7,280,566	―	―
総株主の議決権	―	70,654	―

(注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」欄の普通株式は、全て当社保有の自己株式であります。
2 A種優先株式の内容は、(1)株式の総数等 ②発行済株式に記載しております。

② 【自己株式等】

平成25年４月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社TASAKI	神戸市中央区港島中町 ６丁目３番地２	182,700	―	182,700	2.51
計	―	182,700	―	182,700	2.51

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第４　【経理の状況】

１．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第２四半期連結会計期間(平成25年２月１日から平成25年４月30日まで)及び第２四半期連結累計期間(平成24年11月１日から平成25年４月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年10月31日)	当第２四半期連結会計期間 (平成25年４月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,040,500	3,001,589
受取手形及び売掛金	629,475	655,595
たな卸資産	※1 9,305,937	※1 9,756,728
その他	1,108,630	1,240,382
貸倒引当金	△5,215	△6,300
流動資産合計	13,079,327	14,647,994
固定資産		
有形固定資産	2,669,798	2,670,446
無形固定資産	101,908	85,092
投資その他の資産	※2 1,448,643	※2 1,459,557
固定資産合計	4,220,350	4,215,096
資産合計	17,299,678	18,863,090
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	307,295	711,650
1年内返済予定の長期借入金	※3 2,254,508	※3 2,646,721
未払法人税等	38,548	23,045
賞与引当金	7,285	2,836
役員賞与引当金	7,900	―
資産除去債務	4,616	1,410
その他	619,728	870,854
流動負債合計	3,239,882	4,256,519
固定負債		
繰延税金負債	45,579	55,554
再評価に係る繰延税金負債	56,505	56,505
退職給付引当金	3,055,624	3,037,717
資産除去債務	169,832	177,246
その他	33,246	28,193
固定負債合計	3,360,787	3,355,217
負債合計	6,600,670	7,611,736
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	11,629,566	11,629,566
利益剰余金	△73,038	165,416
自己株式	△792,480	△792,592
株主資本合計	10,864,047	11,102,390
その他の包括利益累計額		
土地再評価差額金	89,879	94,103
為替換算調整勘定	△340,491	△74,382
その他の包括利益累計額合計	△250,612	19,721
新株予約権	85,572	129,242
純資産合計	10,699,008	11,251,354
負債純資産合計	17,299,678	18,863,090

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第２四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成23年11月１日 至　平成24年４月30日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成24年11月１日 至　平成25年４月30日)
売上高	7,904,600	8,370,411
売上原価	3,292,614	3,316,976
売上総利益	4,611,985	5,053,435
販売費及び一般管理費	※ 4,836,735	※ 4,776,057
営業利益又は営業損失（△）	△224,750	277,378
営業外収益		
受取利息	1,706	1,552
為替差益	11,285	158,599
工事負担金等受入額	8,862	8,862
雑収入	14,840	19,658
営業外収益合計	36,694	188,673
営業外費用		
支払利息	78,579	83,860
借入手数料	―	15,000
雑損失	7,431	8,241
営業外費用合計	86,010	107,101
経常利益又は経常損失（△）	△274,066	358,950
特別利益		
固定資産売却益	1,365	851
新株予約権戻入益	―	1,527
特別利益合計	1,365	2,379
特別損失		
固定資産除売却損	1,676	55,745
減損損失	3,097	1,341
特別退職金	―	17,817
その他	320	―
特別損失合計	5,095	74,904
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失（△）	△277,796	286,425
法人税、住民税及び事業税	28,733	30,526
法人税等調整額	△2,134	13,220
法人税等合計	26,598	43,746
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失（△）	△304,394	242,679
四半期純利益又は四半期純損失（△）	△304,394	242,679

【四半期連結包括利益計算書】
【第２四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成23年11月１日 至　平成24年４月30日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成24年11月１日 至　平成25年４月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失（△）	△304,394	242,679
その他の包括利益		
土地再評価差額金	7,131	―
為替換算調整勘定	86,810	266,108
その他の包括利益合計	93,942	266,108
四半期包括利益	△210,452	508,788
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	△210,452	508,788
少数株主に係る四半期包括利益	―	―

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成23年11月１日 至　平成24年４月30日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成24年11月１日 至　平成25年４月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失（△）	△277,796	286,425
減価償却費	247,501	207,634
減損損失	3,097	1,341
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△5,914	△8,948
賞与引当金の増減額（△は減少）	△44,350	△4,448
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	―	△7,900
退職給付引当金の増減額（△は減少）	28,269	△17,906
受取利息及び受取配当金	△1,716	△1,562
支払利息	78,579	83,860
為替差損益（△は益）	△29,156	△228,399
固定資産除売却損益（△は益）	311	54,893
株式報酬費用	40,270	45,197
売上債権の増減額（△は増加）	98,301	12,553
たな卸資産の増減額（△は増加）	410,544	△173,053
未収入金の増減額（△は増加）	△88,533	△8,344
仕入債務の増減額（△は減少）	67,813	397,771
未払金の増減額（△は減少）	161,415	124,834
新株予約権戻入益	―	△1,527
その他	26,896	△42,417
小計	715,536	720,005
利息及び配当金の受取額	1,716	1,562
利息の支払額	△82,008	△86,143
法人税等の支払額	△68,324	△39,905
営業活動によるキャッシュ・フロー	566,919	595,518
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△13,922	―
定期預金の払戻による収入	13,838	15,922
有形固定資産の取得による支出	△94,645	△126,493
有形固定資産の売却による収入	4,040	32,664
敷金及び保証金の回収による収入	208,659	12,185
その他	△13,567	△12,001
投資活動によるキャッシュ・フロー	104,403	△77,722
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	―	500,000
長期借入金の返済による支出	△107,787	△107,787
その他	△160	△112
財務活動によるキャッシュ・フロー	△107,947	392,100
現金及び現金同等物に係る換算差額	16,582	65,194
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	579,957	975,090
現金及び現金同等物の期首残高	1,839,579	2,024,587
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 2,419,537	※ 2,999,678

【会計方針の変更等】

当第２四半期連結累計期間 （自　平成24年11月１日　至　平成25年４月30日）
（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更） 当社は、法人税法の改正に伴い、第１四半期連結会計期間より、平成24年11月１日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 この変更による損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※１　たな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (平成24年10月31日)	当第２四半期連結会計期間 (平成25年４月30日)
商品及び製品	8,082,375千円	8,393,642千円
仕掛品	404,007 〃	643,633 〃
原材料	819,554 〃	719,452 〃

※２　資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成24年10月31日)	当第２四半期連結会計期間 (平成25年４月30日)
投資その他の資産	59,627千円	50,698千円

※３ 財務制限条項

前連結会計年度（平成24年10月31日）

借入金254,508千円には、財務制限条項がついており、下記の条項に抵触した場合、借入金は該当する借入先に対し借入金を一括返済することになっております。

(1) 平成23年10月期以降の各決算期末における連結又は単体の自己資本額が、10,000,000千円を下回った場合
(2) 平成24年10月期以降の各決算期末における連結又は単体のEBITDA（営業利益に減価償却費等を加算したもの）が、マイナスの場合（平成24年10月期は除く）
(3) 平成24年10月期以降の各決算期末におけるその他キャッシュ・フローに関する指標が一定の数値を下回った場合

当第２四半期連結会計期間（平成25年４月30日）

借入金146,721千円には、財務制限条項がついており、下記の条項に抵触した場合、借入金は該当する借入先に対し借入金を一括返済することになっております。

(1) 平成23年10月期以降の各決算期末における連結又は単体の自己資本額が、10,000,000千円を下回った場合
(2) 平成24年10月期以降の各決算期末における連結又は単体のEBITDA（営業利益に減価償却費等を加算したもの）が、マイナスの場合（平成24年10月期は除く）
(3) 平成24年10月期以降の各決算期末におけるその他キャッシュ・フローに関する指標が一定の数値を下回った場合

４ コミットメントライン契約

	前連結会計年度 (平成24年10月31日)	当第２四半期連結会計期間 (平成25年４月30日)
融資枠総額	2,500,000千円	3,000,000千円
実行残高	2,000,000	2,500,000
差引	500,000	500,000

(四半期連結連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成23年11月１日 至　平成24年４月30日)		当第２四半期連結累計期間 (自　平成24年11月１日 至　平成25年４月30日)
広告宣伝費	607,416千円	広告宣伝費	446,851千円
販売促進費	633,572 〃	販売促進費	674,569 〃
給料及び手当	1,215,798 〃	給料及び手当	1,274,877 〃
退職給付費用	145,789 〃	退職給付費用	121,958 〃
賃借料	692,986 〃	賃借料	687,554 〃

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第２四半期連結累計期間 (自　平成23年11月１日 至　平成24年４月30日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成24年11月１日 至　平成25年４月30日)
現金及び預金	2,435,664千円	3,001,589千円
預入期間が３か月超の定期預金	△16,127	△1,911
現金及び現金同等物	2,419,537	2,999,678

(株主資本等関係)

前第２四半期連結累計期間(自　平成23年11月１日　至　平成24年４月30日)

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当第２四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第２四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の著しい変動

当社は、平成24年３月１日付で、資本金の額の減少及び剰余金の処分を行っております。

この結果、当第２四半期連結累計期間において資本金が7,400,000千円減少し、当第２四半期連結会計期間末において資本金が100,000千円となっております。資本金の減少により増加する資本剰余金のうち、4,579,776千円を利益剰余金に振替えることにより、欠損の填補を行い、資本剰余金は11,629,566千円となり、利益剰余金は389,908千円となっております。

当第２四半期連結累計期間(自　平成24年11月１日　至　平成25年４月30日)

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当第２四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第２四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

Ⅰ　前第２四半期連結累計期間(自　平成23年11月１日 至 平成24年４月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額(注)１	四半期連結損益計算書計上額(注)２
	小売事業	卸売事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	5,792,538	2,112,061	7,904,600	―	7,904,600
セグメント間の内部売上高又は振替高	111,266	145,257	256,523	△256,523	―
計	5,903,804	2,257,319	8,161,124	△256,523	7,904,600
セグメント利益又は損失(△)	△612,527	385,725	△226,802	2,052	△224,750

(注) １ セグメント利益又は損失（△）の調整額2,052千円は、セグメント間取引消去であります。
２ セグメント利益又は損失（△）は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

Ⅱ　当第２四半期連結累計期間(自 平成24年11月１日 至 平成25年４月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額(注)１	四半期連結損益計算書計上額(注)２
	小売事業	卸売事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	6,173,828	2,196,582	8,370,411	―	8,370,411
セグメント間の内部売上高又は振替高	67,548	116,433	183,981	△183,981	―
計	6,241,376	2,313,016	8,554,393	△183,981	8,370,411
セグメント利益又は損失(△)	△245,205	527,219	282,014	△4,636	277,378

(注) １ セグメント利益又は損失（△）の調整額△4,636千円は、セグメント間取引消去であります。
２ セグメント利益又は損失（△）は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第２四半期連結累計期間 (自　平成23年11月１日 至　平成24年４月30日)	当第２四半期連結累計期間 (自　平成24年11月１日 至　平成25年４月30日)
１株当たり四半期純利益金額又は 四半期純損失金額(△)	△17円30銭	13円79銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△)(千円)	△304,394	242,679
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る四半期純利益金額又は 四半期純損失金額(△)(千円)	△304,394	242,679
普通株式の期中平均株式数(株)	17,598,620	17,597,963
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	―	―

（注）１　前第２四半期連結累計期間の潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、１株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

２　当第２四半期連結累計期間の潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

３　「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針４号)にしたがい、転換仮定方式に準じて算定された株式数を、普通株式の期中平均株式数に加えて、１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額を算定しております。

４　当社は、平成24年５月１日付けで普通株式及びＡ種優先株式のそれぞれについて10株につき１株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して１株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額を算定しております。

２　【その他】

該当事項はありません。

第二部　【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年６月13日

株式会社ＴＡＳＡＫＩ
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　和　田　朝　喜　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岡　本　健一郎　㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社TASAKIの平成24年11月１日から平成25年10月31日までの連結会計年度の第２四半期連結会計期間(平成25年２月１日から平成25年４月30日まで)及び第２四半期連結累計期間(平成24年11月１日から平成25年４月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社TASAKI及び連結子会社の平成25年４月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第２四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)　１．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
２．四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。